

身元保証実施要領

「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業に係る仕様書」の4(2)クにおける「公共職業安定所の紹介により常用労働者として就職する者についての身元保証」は、この要領によって行うものとする。

第1 保証要件

1 被保証資格者

身元保証は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であって本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの（以下「中国残留邦人等永住帰国者」という。）のうち、公共職業安定所の紹介により常用労働者として就職するものに対して行う。

2 欠格事由

前記1の要件を満たす被保証資格者であっても、身元保証を行うことが必要でないと認められる特別の事情がある者については、身元保証を行なわない。

「特別な事情」とは、例えば次の如きものをいう。

- (1) その者に（受託団体名）の身元保証を行う場合よりも事業主の採用選考上、有利であると客観的に認められる適当な身元保証人がある場合
- (2) その者が都道府県の身元保証を受けている場合

第2 申請手続

身元保証を受けようとする者が、就職決定以前に身元保証の申請をしようとするときは、身元保証申請書（様式第1号）を、就職決定以後に申請しようとするときは、雇入れ事業主と同時に身元保証（契約）申請書（様式第3号）を（受託団体名）に提出することによって行わせるものとする。

第3 認定

1 保証の認定

- (1) （受託団体名）は、申請者から申請書を受理したときは、第1に定める保証要件の有無を認定するものとする。

ア 身元保証を受けようとする者が、就職決定以前に身元保証申請書（様式第1号）により申請した場合

（ア）被保証資格者に該当する者であるか否かは、申請書⑤欄及び⑥欄によって認定する。

（イ）欠格事由に該当するか否かは、申請書⑤欄によるほか総合的にみて判断するものとする。

イ 身元保証を受けようとする者で就職決定した者が、雇い入れた事業主の契約申請と同時に身元保証（契約）申請書（様式第3号）により申請した場

合

- (ア) 被保証資格者に該当する者であるか否かは、申請書⑩欄及び⑪欄によって認定する。
- (イ) 欠格事由に該当するか否かは、申請書⑨欄によるほか総合的にみて判断するものとする。
- (ウ) これらの事項について認定すると同時に、第4に記載する契約締結要件の有無について審査するものとする。
- (2) **(受託団体名)**が保証要件の認定をした場合は、申請書の※処理欄の認定月日欄に認定した月日を、※処理欄の契約番号欄に契約番号を記入する。

不認定の場合は、※処理欄の認定月日欄に不認定と決定した月日を記入し、※処理欄の契約番号欄に「不認定」と記入する。なお、申請者及び申請書に証明した公共職業安定所に対し、この旨及びその理由を通知する。

2 証明書の交付

(身元保証を受けようとする者で就職の決定した者が、雇い入れた事業主の契約申請と同時に申請する場合は不要)

- (1) **(受託団体名)**が保証要件の認定をしたときは、申請者に対し身元保証証明書（様式第2号）を交付する。
なお、**(受託団体名)**が保証要件の認定をしなかったときは、その旨を申請者に通知する。
- (2) 証明書の有効期間は、発行の日から1カ年とする。
- (3) 身元保証証明書に記入する場合は、次の点に留意する。
 - ア 氏名、生年月日、住所は、当該身元保証を受けようとするものについて記入する。
 - イ 認定番号は、申請書に記入した認定番号と同じ番号を記入する。
 - ウ 証明書有効期間については、「発行年月日」から「翌年の発行月日の前日に当たる日」までとなる。
- (4) この証明書を送付する場合には、身元保証（契約）申請書（様式第3号）の用紙を同封する。

第4 身元保証契約の締結

1 締結の要件

- (1) 身元保証契約は、身元保証を受けようとする者が就職した場合に、当該身元保証を受けようとする者を雇い入れた事業主と**(受託団体名)**が締結するものとする。
 - ア 身元保証契約の締結をするには、その締結をしようとする際、現に当該身元保証を受けようとする者が前記第1に記載した保証要件を満たす者であることを要する。
- したがって、例えば、**(受託団体名)**が身元保証証明書を発行したとき以後において、申請者に適当な身元保証人ができた場合は、身元保証契約は締結しない。

イ 「身元保証を受けようとする者が就職した場合」とは、公共職業安定所の紹介により就職した場合をいう。

- (2) 身元保証契約は、雇用契約の内容が法令に違反する場合又は雇用条件が著しく低い場合は締結しない。これらに該当するか否かは、求人申込公共職業安定所の証明によって**(受託団体名)**が認定する。
- (3) 身元保証契約は、当該事業主の申請に基づいて締結するものとする。

2 事業主の申請

- (1) 身元保証契約の締結は、身元保証を受けようとする者が就職決定した場合にその事業主の申請によって行う。この場合申請の時期は就職決定後速やかに行わせるものとする。
- (2) 事業主の申請は、身元保証（契約）申請書（様式第3号）を**(受託団体名)**に提出することによって行わせるものとし、身元保証証明書（様式第2号）が交付されている被保証資格者を雇い入れた場合には前記契約申請書にその身元保証証明書（様式第2号）を添付させるものとする。
- (3) **(受託団体名)**は申請を受理した場合には、受理番号を身元保証（契約）申請書（様式第3号）の※処理欄の受理番号欄に記入する。

3 審査

- (1) **(受託団体名)**は申請書を受理した場合には、第4の1に定める契約締結要件の有無について審査する。
- (2) 審査にあたっては、次の点に留意するものとする。
- ア 身元保証証明書が添付されている場合は、その者が事業主に雇用された日が証明書の有効期間内であるか否かを確認する。
- イ 身元保証（契約）申請書（様式第3号）について、次の点を確認する。
- (ア) 公共職業安定所の紹介により当該事業所に就職したものであるか否かは、申請書⑪欄によって確認する。
- (イ) 雇用契約の内容が法令に違反しているか否か、及び雇用条件が著しく低いか否かは、申請書⑪欄によって確認する。
- (3) 審査をしたときは、申請書に認定月日を記入し、契約番号を第3の1の(2)の例にならって記入する。不認定の場合も同様とする。

4 契約の締結及び通知

- (1) **(受託団体名)**が審査のうえ契約締結の要件を満たしているものと認定したときは、当該事業主と身元保証契約を締結するものとする。
- (2) 身元保証の契約の締結は、身元保証契約書（様式第4号）によって行うものとする。
- (3) 身元保証契約書（様式第4号）の作成にあたっては、次の点に留意するものとする。
- ア 保証額は、20万円を限度とする。
- イ 保証期間は、身元保証契約締結の日から3年とする。
- ウ 身元保証契約書（様式第4号）には、身元保証（契約）申請書（様式第3号）に付した契約番号をそのまま契約番号欄に転記する。

身元保証契約締結年月日は身元保証（契約）申請書認定の日を転記すること。

- (4) 身元保証契約書（様式第4号）は1部作成し、事業主に送付する。
- (5) 身元保証契約を締結したときは、被保証人に対してもその旨を通知するものとする。
- (6) 身元保証契約を締結しないことに決定したときは、申請者及び身元保証契約申請書に証明した公共職業安定所に対してその旨及びその理由を通知するものとする。

第5 契約有効期間中の事務

1 事業主の義務

事業主には、身元保証契約の有効期間中次の事項について、遅滞なく当該身元保証契約を締結した（受託団体名）に通知させる。

- (1) 被保証人について業務に関して不適任又は不誠実な事跡があり、このため（受託団体名）の責任を惹起するおそれがあるとき。
 - ア 「業務に関して不適任又は不誠実な事跡」とは、単にある種の業務についての能力がないこと又は適任でないことではなく、職種を変更してもその業務を遂行しえないと認められる場合、又は業務の遂行に誠意がなく雇用に適しないと認められる場合であって、放置するときは故意又は重大な過失によって事業主に業務上の損害を与えるおそれがある程度のものをいう。
 - イ 「（受託団体名）の責任を惹起するおそれがある」とは、（受託団体名）の賠償責任が生ずるおそれがあることをいう。
- (2) 被保証人の職務人を雇用又は勤務地を変更し、このため（受託団体名）の責任を加重し又はその監督を困難にするとき。
- (3) 被保証人を雇用しなくなったとき。

2 受託団体の事務

（受託団体名）は、契約の有効期間中、適宜被保証人について調査を行うものとする。

第6 賠償及び求償

1 賠償事由

- (1) （受託団体名）は、被保証人の故意又は重大な過失により、雇用期間中に事業主に業務上の損害を与えたときは、その損害を賠償する。
 - ア 故意又は重大な過失によらない場合、例えば、軽過失で損害を与えたときは、賠償しない。
 - イ 損害の発生が雇用期間中でないときは賠償しない。ただし、原因が雇用期間中の行為によるものであれば、雇用期間経過後であっても発生した損害については賠償する。
 - ウ 業務外の損害については、賠償しない。
- (2) 事業主が前記第5の1に記載した事実の通知を怠ったときは、賠償しない。

ことができる。いかなる場合に賠償しないかについては、第7の2の(2)に準ずる。

2 賠償の請求及び審査

- (1) 賠償は、当該事業主の申請によって行う。
- (2) 申請は、身元保証賠償請求書（様式第4号別紙）に契約書第5条による書類（損害の発生経過及び損害額を証明する書類並びにその他必要書類）を添付して、当該身元保証契約を締結した（受託団体名）に提出することによって行わせるものとする。
- (3) （受託団体名）が請求書を受理したときは、当該請求書その他の一件書類を審査し賠償額を決定する。なお、賠償請求の審査にあたっては必要に応じ現地調査を行うものとする。

3 通知及び送金

- (1) （受託団体名）は、賠償すること及びその額を承認したときは、事業主に対してその旨を通知し、賠償金額を送金する。なお、被保証人にもあわせてその旨を連絡するものとする。
- (2) 賠償しないことを決定したときも、その旨及び理由を当該事業主及び被保証人に通知するものとする。

4 求 償

- (1) （受託団体名）は、賠償をしたときは被保証人に対してその賠償金額の全額の支払いを請求する。
- (2) 本人の経済的困窮事情その他特にやむを得ない事由があると認めたときは、求償額を分納させ、又はその全部若しくは一部を免除することができる。
 - ア 「経済的困窮事情その他やむを得ない事由」とは、たとえば、事業主に損害を与えると同時に本人も著しく経済的能力を欠くに至った場合等をいう。
 - イ この場合に求償額を分納させるか又は免除するか、免除の場合に全部とするか一部とするかはやむを得ない事由の程度に応じ適宜決定するものとする。
- (3) 分納又は免除は、本人の申請に基づいて決定するものとする。

第7 契約の終了

1 契約の失効

- (1) 身元保証契約は、次の場合には将来に向ってその効力を失なう。
 - ア 賠償すべき損害が発生したとき。
 - イ 契約の有効期限が到来したとき。
 - ウ 事業主が被保証人を雇用しなくなったとき。

2 契約の解除

- (1) 契約期間中に被保証人が保証要件を欠くに至ったことが判明した場合は、速やかに契約を解除するものとする。
- (2) （受託団体名）は事業主から前記第5の1に記載した事実の通知を受けたとき又は（受託団体名）がその事実を知ったときは、将来に向って契約を解除す

ることができる。

- ア 当該事実が重大なものであり、かつ事業主がその通知を怠ったことにつき故意又は重過失があると認められる場合は、契約を解除するものとする。
- イ その他の場合は状況により解除するか否かを決定するものとする。

(3) **(受託団体名)**は身元保証契約を解除しようとするときは、当該事業主に対し、その事由を付して、おおむね失効期日の 10 日前までに通知状を発するものとする。

第8 その他

この要領に定めのない事項については、その都度、厚生労働省と**(受託団体名)**とが協議して定めるものとする。

様式第1号 身 元 保 証 申 請 書 (受託団体名) 殿 令和 年 月 日						
① 申請者氏名	② 生年月日	③ 現住所	④ 都道府県の身元保証	⑤ 中国残留邦人等永住帰國者であることの証明書等の有無	※認定番号	
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
			受けている・受けていない	有・無		
⑥安証 定明 所欄	上記①欄の申請者は公共職業安定所の紹介により常用労働者として就職する者であって⑤欄の記載に相違なく、他に適當な身元保証人がないので(受託団体名)の身元保証を受けることが必要であると認められる。 令和 年 月 日 公共職業安定所長					
※ 処理欄	((受託団体名) 意見欄)			受理年月日	受理番号	認定年月日

(様式第1号 裏)

(注意)

- 1 この身元保証を申請することができるのは、中国残留邦人等永住帰国者の方に限ります。
- 2 この申請書を審査して身元保証をすることに決定した場合は、身元保証証明書（様式第2号）を送ります。あなたが就職した場合は、あらためて就職先の事業主と、あなたの身元保証契約をすることになっていますから、事業主に身元保証証明書を提示してください。

(記入上の注意)

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 ④欄は、あなたが居住している都道府県の身元保証を受けているか否かについて、それぞれあてはまるところを○でかこんでください。
- 3 ⑤欄は、あなたが中国残留邦人等永住帰国者であることの証明書等（厚生労働省社会・援護局長の発行する引揚証明書又は各都道府県援護主管課（部長が発行した証明書）の有無についてあてはまる文字を○でかこんでください。
- 4 ⑥欄は、あなたが求職の申込みをした公共職業安定所長に証明してもらってください。

様式第2号

身元保証證明書

被保証人 住 所

證明書有効期間

氏 名

自令和 年 月 日

生年月日

至令和 年 月 日

認定番号

上記の者が、公共職業安定所の紹介によって常用労働者として就職したときは、本（受託団体名）は、上記の者を雇い入れた事業主と次の内容の身元保証契約を締結することを証明する。

- 1 上記の者の故意又は重大な過失により、その者の雇用期間中に事業主に業務上の損害を与えた場合は、その損害について保証する。
- 2 保証額は20万円を限度とする。
- 3 身元保証期間は契約締結の日から3年とする。

令和 年 月 日

(受託団体の長)

(様式第2号 裏)

(身元保証を受ける方へ)

- 1 この証明書は、あなたが公共職業安定所の紹介で就職選考を受ける場合に事業主に提出してください。
- 2 あなたがその事業主にやとわれた場合は事業主と連署して申請すれば身元保証契約を結び、あなたの身元を保証します。
- 3 身元保証契約が結ばれると、あなたが事業主に業務上の損害を与えた場合は本（受託団体名）が賠償しますが、その後であなたはその金額を本（受託団体名）に支払うことになります。
- 4 この証明書を紛失したり、新たに必要となったときは、その理由を付して再交付の申請をしてください。
- 5 あなたの氏名、住所が変更になったときは届け出てください。
- 6 添付してある身元保証契約申請書（様式第3号）の用紙は、あなたを採用した事業主に渡してください。

(事業主の方へ)

- 1 この証明書に記載された者を採用していただいた場合は、身元保証契約申請書にこの証明書を添えて、（受託団体名）に申請してください。
- 2 申請があった場合は、審査決定のうえ身元保証契約を結びます。
- 3 申請書の用紙と身元保証契約の用紙は本人に交付してありますが、（受託団体名）にも備えつけてあります。

様式第3号

身元保証（契約）申請書

(受託団体名) 殿

令和 年 月 日

身元保証を受けたいので申請します。

被保証人に係る身元保証契約を締結したいので申請します。

申請者(被保証人)

申請者(事業主)

事業主	①事業所名及び所在地			
	②事業主名			
被保証人の状況	③氏名		④生年月日	男・女
	⑤現住所			
	⑥勤務地			
	⑦雇入年月日		⑧職種 (具体的)	
	⑨都道府県の身元保証	受けている・受けていない		
	⑩中国残留邦人等永住帰国者であることの証明書等の有無	有・無		
	⑪安定所証明欄	上記③欄記載の者は、公共職業安定所の紹介により常用労働者として就職した者であり、当該紹介の日において⑩欄の記載に相違なく、(受託団体名)の身元保証を受けることが必要であること、及びその雇用契約の内容が法令に違反せず、かつ、雇用条件が著しく低くないことを証明する。		
※処理欄	令和 年 月 日 公共職業安定所長			
	((受託団体名) 意見欄)		受理番号	認定月日
				契約番号

(様式第3号 裏)

(注意)

- 1 この身元保証契約を申請することができるのは、中国残留邦人等永住帰国者を雇い入れた事業主の方に限ります。
- 2 雇い入れた就職者に身元保証証明書（様式第2号）が交付されている場合は、この申請書に添えて提出してください。
- 3 この申請書に基づいて審査し、適當と認めた場合に身元保証契約を締結します。締結したときは、身元保証契約書（様式第4号）を作成し送付します。
- 4 この申請書は、（受託団体名）に郵送又は持参してください。

(記入上の注意)

- 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 ⑨欄は、雇い入れた就職者が都道府県の身元保証を受けているか否か、あてはまるところを○でかこんでください。
- 3 ⑩欄は、あなたが中国残留邦人等永住帰国者であることの証明書等（厚生労働省社会・援護局長の発行する引揚証明書又は各都道府県援護主管課（部）長が発行した証明書）の有無についてあてはまる文字を○でかこんでください。
- 4 ⑪欄は、求人の申込をした公共職業安定所長に証明してもらってください。

契約番号	
------	--

様式第4号

身元保証契約書

(受託団体名)（以下「甲」という。）と(事業主名称)（以下「乙」という。）が雇用する(被保証人氏名)（以下「丙」という。）にかかる身元保証契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結する。

(保証内容)

第1条 甲は、丙が故意又は重大な過失により乙に業務上の損害を与えた場合において、20万円を限度としてこれを賠償する。

(保証期間)

第2条 この契約による賠償は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までに発生した損害について行うものとする。

(契約の失效)

第3条 この契約は、第2条の期間内であっても、次の各号の一に該当したときは、将来に向かって効力を失う。

- (1) 甲の賠償すべき損害が発生したとき
- (2) 丙を雇用しなくなったとき。

(事業主の通知義務)

第4条 乙は、次の各号の一に該当するに至った場合は、遅滞なくその事実を甲に通知しなければならない。

- (1) 丙について業務に関して不適任又は不誠実な事跡があり、このため甲の責任を惹起するおそれがあるとき。
- (2) 丙の職務又は勤務地を変更し、このため甲の責任を加重し又はその監督を困難にするとき。
- (3) 丙を雇用しなくなったとき。
- (4) 身元保証契約申請書の記載事項に重要な変更が生じたとき。

(賠償請求)

第5条 乙は、第1条の規定により賠償請求しようとするときは、この契約書の番号、丙の氏名、乙が丙を雇用し始めた年月日、乙と丙との雇用関係が消滅していればその消滅した日、当該損害の発生した年月日、損害を受けたことを乙が知った年月日、損害の発生経過、損害額及び被保証人の雇用期間を記載した書面

（（様式第4号別紙）、なお、丙が賠償した場合はその賠償額を記載。）に損害の発生経過及び損害額を証明する書類並びにその他必要書類を添付して請求しな

ければならない。

- 2 前項の規定による請求は、乙が丙の行為によって損害を受けたことを知った日から起算して1年以内であって損害の発生したときから起算して2年以内に行わなければならない。

(賠償額)

第6条 賠償は、金銭をもって行い、賠償額は実際に損害を受けた額とする。ただし、丙又は第三者が乙に賠償したときは、その額を実際に損害を受けた額から差引いた額を賠償額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、賠償金額が20万円を超えるときは20万円とする。

(調査及び報告)

第7条 甲は賠償額を決定するに当っては、乙に対し第5条に規定する事項について調査を行い、又は報告を求めることができる。

(保証人の免責)

第8条 甲は、乙の賠償請求が第5条第2項に定める期間を経過した後になされたときは賠償しない。

- 2 甲は、乙が第4条の規定による通知を怠ったときは、賠償しないことができる。
- 3 甲は、第7条に規定する調査又は報告を乙が拒んだときは賠償しないことができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約を将来に向って解除することができる。

- (1) 丙について業務に関して不適任又は不誠実な事跡があり、このため甲の責任を惹起するおそれのあるとき。
- (2) 丙の職務又は勤務地が変更され、このため甲の責任を加重し又はその監督を困難にするとき。
- (3) 乙が事実に反する報告をし、又は信義にそむく行為をしたとき。
- (4) 丙が他の適当な身元保証人を有するに至ったことを甲が認めたとき。

(協議)

第10条 前各条に記載されていない事項については、甲と乙とが協議して定める。この契約締結の証として、この証書1通を作成し、当該契約事業主が保管する。

令和 年 月 日

甲 (住所)
(受託団体名) (役職) (氏名)

乙 (住所)
(事業主名) (役職) (氏名)

様式第4号別紙

身元保証賠償請求書

令和 年 月 日

(受託団体名) 殿

事業主

住所

氏名

今般貴団体の身元保証に係る(被保証人氏名)が業務上の損害を与えたので、身元保証契約(契約番号)に基づき、下記のとおり損害の賠償を請求します。

記

1 損害発生年月日

2 損害を受けたことを知った年月日

3 損害の発生経過(証明書別添)

4 損害額(証明書別添)

5 賠償請求額

6 被保証人の賠償した額

7 被保証人の雇用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで